

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三一年四月一日

兵庫県養父市広谷二五〇番地一

一般社団法人やぶ市観光協会

代表清算人 岩崎 純